九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

日ソ平和条約と北方領土の問題

柳，春生
九州大学産業労働研究所教授

https://doi.org/10.15017/1586

出版情報：法政研究. 35 (5), pp.71-85, 1969-03-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

日ソ平和条約と北方領土の問題

柳　春生

序　言

一九五六年（昭和三一年）十月十九日に調印された日ソ共同宣言は、日本とソ連とのあいだの戦争状態を終結せしめて、平和の回復を実現せしめるとともに、平和条約の締結にかんする交渉をつづけることを両国に義務づけた。しかるに、その後十数年を経た今日、平和条約にかんするかぎり日ソの交渉はなんら進展のあとをみられない。成程、先年は日ソ両国外相の訪ソ、訪日と共同コミュニケの発表もなされ、最近も平和条約のもっとも根本的な問題たる領土問題について討議されている形跡がないとはいえないにせよ、最近発表された自由民主党の昭和四四年度運動方針案には、「北方領土の回復」としてつぎのように述べられている。

「わが国の固有領土である北方領土、すなわち、歯舞、色丹、国後、択捉の諸島は、平和条約によって米国が施政権を保持している沖縄とは全然事情を異にしている。ソ連は、終戦以来、一方的にわが国の領土であるこれら諸島を占有しているが、これは条約上の根拠はなくもっぱら力関係によるものである。したがって、わが国はたえずこれら諸島の返還を要求しているが、ソ連側は、今日まで『領土問題は解決ずみ』であることを繰返すのみであり、この態度は、きわめて遺憾にたえないところである。

北方領土問題の解決はソ連の従来の態度にかんがみ、相当の困難が予想されるが、理由なきソ連の主張に屈することは出来ないので、全国民の強力な支持を背景として、粘り強く、忍耐強く、また決してあきらめることなく、カイロ宣言、ポツダム宣言にうたわれている『固有の領土を奪わぬ』との条項にもとづき、目的達成のため最後まで全力をつくすべきである。(1)」

以上の言辞のうちには、(イ) 南千島は日本固有の領土である、(ロ) ソ連の南千島領有は非合法的措置である、という意味が含まれている。しかし、このようないわばソ連を敵視するような態度は、日ソ平和条約の締結を阻止し、領土問題の正しい解決の途を閉す役割しか演じないであろう。それは、「相互理解と協力」という日ソ共同宣言の精神に背反することになるからである。それゆえに、政府のこれまでの対ソ接近政策に対しては、日ソ協会から、「ギマン的な対ソ積極外交」という批判も出されているほどである。だが、同時に、対応するソ連外交についても問題がないとはいえない。それで、このような事態に当面して、日ソ平和条約とその中心課題たる領土問題はいかなる原理、原則にもとづいて解決されねばならないか、ということを究明しよう。(なお、この論文は概要にとどめる。さらに、この論文の印刷後に「千島問題についての日本共産党の政策と主張」、三月六日『赤旗』、が発表された。)

一

一九四五年九月二日日本は降伏文書に調印し、ポツダム宣言を受諾した。ポツダム宣言は、日本の領土条項については、「日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に限定せらるべし」と規定している。「吾等の決定する」とは、日本の本土にたいして近接、遠隔を問はず、連合国の意思により日本に残さるべき諸

小島、という意味に理解される。それで、このことに関連して、日本の主権から離脱すべき地域を規定した法的規範としては、ポツダム宣言に「カイロ宣言の条項は履行せらるべく」と述べられていることから、まづカイロ宣言があげられる。その他に、ポツダム宣言には直接に触れられていないが、その法的効果が日本の降伏後に実現するように連合国の意思を拘束したという意味で、ヤルタ協定があげられる。ローターパクトは、国家の元首または政府首脳が署名し、会議で達成された協定をまとめた会議のコミュニケとして発表された公式の声明は、行為の規範として、当該国に対して法的拘束力をもつものとみとめられる、という見解をとっている。[2] かかる見解は、田畑茂二郎氏、高野雄一氏、平野義太郎氏によってもとられている。[3] ヤルタ協定は、ソ連の対日戦参加の条件として、日本の領土たる樺太南部及び近接島嶼のソ連への返還、千島列島のソ連への引渡しを決定した。ここでは、樺太については返還、千島については引渡しというそれぞれことなる言葉が使用されている。また、カイロ宣言は、満州、台湾、澎湖島の中華民国への返還、朝鮮の独立を規定した。それで、返還とは、日本が過去に奪取した侵略領土の旧主への返還という意味に用いられている、ということは明白である。

台湾の中国への返還について、平野義太郎氏は、台湾は一九四五年九月二日降伏文書への調印と指令第一号の交附のときから日本の主権を離脱した、しかも、「返還された領土の帰属は講和条約の確認をまたない。[4]」という見解を述べられている。では、千島のソ連への引渡しは、どのように解釈され、処理されたであろうか。

まづ、日本軍の降伏を地域別に定めた一般命令第一号の作成にかんして、スターリンは、「ソヴエト軍にたいする日本軍の降伏区域には、クリミヤにおける三国の決定にしたがって、ソ連邦の領有に移転すべき全千島列島を含めること[5]」を要求した。ここで、スターリンは、ヤルタ協定における千島のソ連への引渡しという意味を、「領有に移転する」と理解しているが、これは領土主権帰属の決定と解される。このとき、トルーマンはスターリンの要求を承認し

たが、その際、「日本の領土、千島列島の処理は、講和処理で行われねばならない。[6]」と附言した。この言辞は法論理的には妥当とみられるかもしれないが、そこには政治的意図が隠されているかにみえる。それゆえに、ソ連は、スターリンの理論にしたがい、自己の占領下におかれた南樺太（及び附属島嶼）と千島列島を自国の領土へ編入する措置をとった。すなわち、一九四六年二月二日ソ連邦最高会議幹部会令は、樺太南部（及び近接諸島）と千島列島の土地、銀行、工業企業、鉄道、水上運輸、通信手段を一九四五年九月二日に遡って国有化し、さらに、一九四七年二月五日「ソヴエト連邦憲法正文の修正と補足にかんする法律」は、樺太と千島をソ連邦の一州たるサハリン州へ編入する措置を確認した。（第二二条）、だがこれについては、講和条約以前に、関係国の承認をまたずに占領を領有に一方的に転化する措置という高野氏の批判が提起されている。[7] この批判はたしかに考えさせられる見解ではあるが、しかし、ソ連の千島領有を必ずしも違法な措置とまではいえないであろう。それは、講和条約にいたる過渡的な措置という意味では認められねばならないであろう。領土主権の最終的決定は平和条約における承認を手続上必要とするであろう。この点は、領土の「返還」の場合といえども同様である。

だが、ソ連はサンフランシスコ会議に際し、南樺太と近接島嶼のソ連への返還、千島列島の引渡しをヤルタにおける決定と解し、したがって再度新しい決定の必要はない、という見解を公表し、中国の周思来も、既に決定された領土問題については再度討議する理由はない、と声明した。それゆえに、一九五一年九月全会議においてグロムイコはこの論理をつらぬいて、日本は千島列島並に南樺太（並に近接諸島）にたいする権利、権原、請求権を放棄する、とのみ規定したアメリカの条約草案に対して、放棄する領土にたいする主権帰属を明確に記載すべきであるという批判に立脚し、「日本国は樺太の南半部及びこれに近接するすべての諸島並びに千島列島に対するソヴエト社会主義共和国連邦の完全な主権を認め、これら地域に対するすべての権利、権原、及び請求権を放棄する。」というソ連の修正

草案を提出し、そして、連合国の対日平和条約の指導原則についてつぎのように述べている。

「対日平和条約を考究するに当ってまず最初に生ずる問題は、この条約の基礎として役立つ原理原則はなんであるか、いかにして日本が再び侵略国家となるのを防止するか、どうすれば既に日本において抬頭しつつあり、恰として恥ずる色もなく公然復讐の計画を揚言しつつある軍国主義者達の手に日本が再び陥ることのないように日本を導きうるか、ということであります。(8)」

すなわち、日本における帝国主義的再侵略の可能性の除去、軍国主義復活の防止、平和愛好の民主国家への日本の転化・発展――これが対日平和条約の指導原則たるべきである、ということである。この見地において、グロムイコは、アメリカの平和条約草案を批判して、これは日本の軍国主義の復活と侵略の再発生とを防止することにたいするなんらの保障をあたえるものではない、と述べている。(9) したがって、領土問題、千島のソ連への帰属の問題もこの見地から提起されているのである。

平和条約は領土問題にかんする最終的決定となるので、この問題は慎重に究明されねばならない。

まず、ヤルタ協定をみると、そこでは「返還」と「引渡し」という二つの概念が区別して用いられている、ということに注意すべきである。また、カイロ宣言は、「何等の利得をも欲求するものに非ず、又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず」と領土不拡大の原則を述べるとともに、「日本国は又暴力及貪欲に依り日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし」と侵略領土返還の原則を示している。この二つの原則に照すとき、樺太南部及び附属島嶼は、一九〇五年ポーツマス条約によって帝政ロシアから割譲せしめた侵略領土であるから当然ソ連の主権下に返還されねばならない。それは、台湾、澎湖島の中国への返還と同様に処理されねばならない。しかし、千島はこれらと事情をことにする。まず択捉（エトロフ）、国後（クナシリ）を主とする南千島については、一八五五年二月七日日露和親条約第二条にて

日露相互の諒解のもとに日本の領土たることが認められた。その後、一八七五年五月樺太・千島交換条約は、国境の定めなき樺太における日本の領有権と千島列島の北部十八島におけるロシアの領有権とを交換し、日露両国は、樺太島におけるロシアの主権並に千島全島における日本の主権を承認した。もっとも、この交換の釣合は、幕末にロシア側が提示していた原案――久春古丹（大泊）ほか樺太南部に点在していた日本の経営基地とウルツプ島を含む中部千島の数箇の島嶼との交換――に比すれば日本にきわめて有利とみられた。だから、ユ・ゲ・バルセゴフはその著「国際法における領土」（一九五六年）のなかで、日本はバルカン問題におけるロシアの国際的孤立を利用し、かつアメリカ、イギリス、ドイツの支持に依拠してロシアをしてこの条約に調印せしめた、と述べ、この条約の本質を日本によるクリル諸島の強奪とみている。[10] しかし、この条約は、客観的には、樺太全島におけるロシアの主権と北千島における日本の主権の相互承認であり、したがって、千島が日本の侵略領土であるとはいえない。スターリンも、日本のロシアにたいする侵略は一九〇四年日露戦争のときから開始された、という見解をとっている。[11]

このようにみるとき、千島列島は、南千島については一八五五年以来、北千島については一八七五年以来日本の主権下におかれたのであり、したがって、千島列島をソ連の主権下におかんとするソ連の対日平和条約草案は、たしかに領土不拡大の原則と矛盾するのである。だが、ヤルタ協定における千島のソ連への引渡しの理由については、まず反フアッショ・民主主義防衛の戦争という今次の世界大戦との関連において追求しなければならぬ。一九六四年九月二日「プラウダ」は、つぎのように説明している。

「千島がソ連に完全に帰属するようになったのは、ソ連の領土拡張の結果ではない。これは、日本帝国主義の侵略政策を根絶する必要から生じたものである。日本帝国主義者の侵略計画では、千島列島には、極東ソヴエト領を攻撃する重要な根拠地という特別な役割が与えられていた。」

すなわち、日本における軍国主義の復活とその再侵略とを阻止する保障という見地において、ヤルタ協定は千島列島のソ連への引渡しを決定した、と理解せざるをえない。[12] 領土不拡大の原則は、すべての実践的な諸原則と同様に無制約的に存立することを許されない。それは、第二次世界戦争終結のための原則たる、世界の恒久的平和の条件としての侵略の制止、排除、処罰という民主主義的要求によって必然的に制約され、優先せしめられねばならなかったのである。その意味において、ソ連の千島領有は適法であるとともに、同時に過渡的な措置たる性格をもつ、といわねばならない。それは、ただちに領土拡張とはいいがたい。このように考察するとき、放棄せらるべき日本の一切の領土にかんするアメリカの条約草案の批判のうえに提起されたグロムイコのソ連草案は、一応の合法則性をもっている、といえる。侵略領土が返還されるためには、当然その帰属先が明示されねばならない。だから、侵略領土については、返還せらるべき領土はいかなる国の主権下におかれるべきであるか、ということが明記されねばならない。つぎに、侵略の基地になったとはいえそれ自体は非侵略領土たる千島にたいするソ連の領有権がなぜ同様に主張されたか、ということが問題であるが、その根拠は、対日講和条約の指導原則が日本の再侵略と軍国主義復活を防止し阻止することにおかれねばならない、これこそが日本の民主化と極東における恒久的平和の条件である、と考えられたことに求められうるであろう。しかし、この点にかんしては、非侵略領土である千島列島にかんするソ連の主権は明記せらるべきであったか、ということに問題がある。対日講和条約の指導原則が日本の再侵略と軍国主義復活を防止し阻止するということにおかれている以上、この平和条約草案では、ポツダム宣言に規定されているように、日本が民主・平和の国家に転化するまでの過渡期について考えられている、といえる。そこでは、将来日本が帝国主義的再侵略の可能性を払拭し、ポツダム宣言に規定されているような平和的傾向の中立的・民主主義的国家に転化したとき、そのときには、ソ連の主権のもとに引渡された千島列島の運命はどうなるのか、それは依然としてソ連の主権下にお

かるべきか否か、という将来の問題はまだ提起されていない。すべての問題は所与の歴史的・政治的条件によって規定され、限界づけられる。したがって、いま日ソ平和条約における領土問題の解決には、変化する情勢に即した、新しい、より高次の理論設定が必然的に要請される。それゆえに、グロムイコ草案において領土問題が完全に解決されている、とはいえないのである。だから、サンフランシスコ条約におけるソ連の対日平和条約草案に規定された千島列島に対するソ連主権の明記については、領土不拡大の原則を侵犯する点に問題が存するといえる。

二

サンフランシスコ平和条約にソ連は調印を拒否したが、この条約とともに、極東における平和の維持と矛盾する、軍事的性格をもつ、日米安全保障条約、日米行政協定が締結された。一九五三年朝鮮休戦協定による極東の緊張の緩和は、日本とソ連との国家関係を正常化するための条件をつくりだした。しかるに、一九五六年七月日ソ交渉第一回会議で重光全権は、国後、択捉両島がサンフランシスコ平和条約に規定された千島列島に含まれない、日本固有の領土である、という見解を述べた。さらに、一九六一年第三九回国会での北方領土問題の討議において、国後島などの南千島は千島列島に入っていない、という見解が提起された。[13] しかし、一九五一年九月七日サンフランシスコ会議での吉田首相の演説では「千島南部の二島、択捉、国後」と表現されており、さらに、仝年十月十九日第十二国会衆議院特別委員会で外務省条約局長西村熊雄氏は、千島列島の解釈について、条約における千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考える、と政府の統一見解を述べている。したがって、サンフランシスコ平和条約に

記されている千島列島の範囲にかんする重光氏の解釈は、国会において承認された西村氏の解釈と矛盾する、誤った見解であるとみられるにもかかわらず、岸内閣、池田内閣、佐藤内閣に継承され、国後、択捉両島はサンフランシスコ条約で日本が放棄した千島列島に含まれない、日本固有の領土である、という見解が表明されているようである。このような見解にたいしては、高野氏も「サンフランシスコ条約に関していうかぎり、南千島が千島に含まれないというのは、根拠に乏しい。」[14]と批判されている。また、寺沢一氏は、「地理上の千島列島は、国内的にも、国際的にも、クナシリ島などの南千島を含むとされていたのであり、その千島列島の放棄がサンフランシスコ条約で規定されたのである。」[15]と述べられている。この固有の領土論にたいして、ソ連は「復讐主義の危険な傾向の発現」と極言している。既に放棄した南千島の返還をソ連に要求することは、違法でもあり、また道義上も許されない。

さらに、択捉、国後等いわゆる南千島のみを固有の領土とみることも問題である。もし、固有の領土という名称を使用するならば、いわゆる北千島もまた日露のあいだで平和裡に交換されたのであるかぎり、川崎己三郎氏もいわれるように、「日本固有の領土であることに変りはない。」[16]

一九五六年十月日ソ共同宣言は、日本とソ連とが極東における平和と安全のために理解し、協力しあうことを両国に義務づけた。この宣言の意義は、就中、日米安全保障条約のもつ反共産主義的路線を制約したことに存する。それは、日ソ平和条約並に領土問題についてはつぎのように規定している。

一、日本とソ連とは、日ソ共同宣言の発効をつうじて両国間に正常な外交関係が回復されて後、平和条約締結の交渉を継続する。

二、ソ連は、日本の要望により、また日本の利益を考慮して、歯舞群島と色丹島とを日ソ平和条約締結後に日本に引渡す。

それゆえに、日米安全保障条約が極東の社会主義諸国へ直接脅威をあたえる、侵略的性格をもつ、新しい日米軍事同盟として改訂されんとするや、一九五八年十一月中華人民共和国陳毅外交部長は、この新条約の本質が日本をアメリカの侵略の幇助者として武装し、核戦争に引きこみ、かつ日本の独立を永久に失わしめる、従属的な不平等条約であることを指摘し、中国人民は、アメリカとの一切の不平等条約を廃棄し、独立、民主、平和、中立の日本を建設するための日本国民の闘争を支持する、と声明した。[17] ついで、十二月二日ソ連政府は日本政府への覚書で、この新条約の特質がアメリカの極東侵略の軍事同盟の体系に日本を組み入れることにあることを警告し、沖縄、小笠原を含む日本領土内にある外国軍事基地の撤去、日本の領土からの全外国軍隊の撤退こそが世界平和を強める条件であり、また日本国民の真の利益に適うものであることを指摘し、さらに日本の中立の意義についてつぎのように述べている。

「日本の安全は、再軍備と戦争を拒否し、中立を守る可能性を日本に与える日本自身の憲法の規定を厳格に遵守することによって、もっともよく保障せられるであろう。

日本の自主的な平和愛好の政策のこの道――中立の道――こそ国家の真実の独立と真の安全保障の確立をもたらすものである。」（一九五八年十二月三日「プラウダ」）

それゆえに、一九六〇年一月十九日日米安全保障条約が調印されるや、ソ連政府は一月二七日並に二月二四日対日覚書で、この条約は極東の平和と安全の維持のために日本とソヴエトとが相互に協力しあうという日ソ共同宣言によって課せられた義務に違反し、反対にソ連と中華人民共和国にその鋒先をむけていること、さらに、日本はこの条約によって公然と軍国主義復活の方針をとり、不可避的に核戦争により破壊に陥る危険をもっていること、を警告し、日本領土から全外国軍隊の撤退と日ソ平和条約の調印を条件としてのみ、日ソ共同宣言で約束された歯舞、色丹を日本に引渡す、と声明し、[18] 四月二日対日覚書では、新安保条約の調印は日ソ共同宣言の精神と明文に違反するから、日

本のソ連に対する領土要求は根拠なく、領土問題はすでに解決ずみである、と声明した。[19]

以上、新安保条約にたいするソ連政府の批判をつうじてつぎのことが帰結される。すなわち、ポツダム宣言は日本の再武装と軍国主義復活を禁止し、日本国憲法は日本の中立を規定している。この精神を継承して、日ソ共同宣言は極東における平和と安全のために協力すべき義務を日本に果した。それゆえに、日本国憲法並に日ソ共同宣言の精神と矛盾する新安保条約を廃棄せずして日ソ平和条約を締結せんとすることは、論理的には背理となる。これは、日ソ共同宣言の理念たる極東における平和と安全の保持ということからくる当然の帰結である。日本の安全は、日本がアメリカとの従属的な軍事的条約から離脱し、アメリカ軍の撤退とアメリカの軍事基地の撤収を実現し、日本の真の独立をかちとるときに真に保障される。この点については、ソ連覚書の論理は肯定できる。ただ、日ソ共同宣言にしても、やはり極東の平和の維持に背反する日米安全保障条約、日米行政協定の存在のもとになされているので、内在的矛盾なしともいえないことはないが、しかし、このときの歴史的条件からすれば、むしろ日ソ共同宣言は日米安全保障条約がつくりだす極東における緊張を制約する意義をもっていた。問題はつねに所与の歴史的条件のもとに考察されねばならない。新安保条約は日ソ共同宣言がつくりだした条件を破壊せんとするものである。それゆえに、日本が安保条約を破棄して、真に平和・独立の国家に転化するとき、ここに、自主・平等の立場における日ソ平和条約締結の条件をかちとることができるのである。千島の問題も、ソ連政府の覚書が指摘しているように、千島が侵略の基地となる危険性が完全に排除される歴史的時点おいて、真の解決をみるであろう。このような展望について宮本顕治氏もソ連共産党第二一回大会に出席した報告のなかでつぎのような見解をのべている。「日本が、独立、中立、民主の国となり、日本に真に人民的な民族民主政府がつくられるならば、それは、日本のあらゆる対内的、対外的な問題を正しく解決する道をひらくものである。そして、そのときこそ、日ソ間の強固な平和と友好を条件として、極東と太

平洋の平和確保の利益になるように南千島諸島の問題についても、新しい態度をとる可能性が生まれることを、われわれは確信する。[20]」ここでは、南千島、即ち択捉、国後が問題とされている。これは、南千島が下田条約以来一貫して日本の主権下にあったためにとくにとりあげたのであろうか。

そして、ソ連もまた、一九六四年九月二日「プラウダ」で新しい、すすんだ見解を表明している。すなわち、日本の軍国主義は国民の意志に反して軍事的冒険にすすまんとしている。また、日本にはアメリカの軍事基地が存在し、日本の港湾はアメリカの原子力潜水艦の寄港地となっている。このような条件のもとでは、日本が千島列島返還を要求するいかなる法的、道義的根拠も存在しない。「しかし、条件がかわれば、ソ連の利益をそこなわないとともに日本国民の要求にも合致する解決方法をさがす余地はある。」

ここでは、南千島にかぎらず、千島列島全体が問題となっている、とみるべきであろう。即ち、このプラウダ論文は毛沢東と日本社会党代表団との会談における毛沢東にたいする反論である。

それで、以上のような見解を考慮するとき、一八五五年下田条約以来日本の主権下にあった南千島を含む千島列島の帰属問題は、日米安全保障条約の廃棄と日本における軍事基地の撤去、ソ連、中国にたいする侵略の可能性排除という極東における平和と安全の条件が成就する将来において、日ソ両国民の共通の利益と友好の配慮のうえに、終局的に解決をみるであろう。しかし、「北方領土」問題の解決は、関連する重要な問題、沖縄、小笠原の復帰、日中、日朝の国交回復の諸問題から遊離して存在するのではない。

三

それではこのような展望のもとに、締結せらるべき日ソ平和条約における領土問題を再検討しよう。一九六八年四月二五日日ソ協会第十二回総会における「日ソ平和条約締結促進に関する決議」はつぎのように述べている。

「日本政府は、サンフランシスコ平和条約で南千島に対するいっさいの権利、権限および請求権を放棄しています。したがって、日ソ平和条約は、わが協会が一貫して主張してきたように、日ソ共同宣言の約束をまもり、その合意の線でのみ、締結することができます。

われわれは日ソ平和条約が締結され、さらに日本が日米安保条約のくびきからぬけ出して平和な国となったとき、はじめて新しい次元で南千島についてソ連と話しあうことができるものと考えます。[21]」

さらに、全大会宣言は、「日ソ共同宣言の合意条項にもとづく日ソ平和条約締結を実現する。」と述べている。

つぎに、榊利夫氏は、南千島は日本の固有の領土である、という前提のもとに、つぎのような見解を述べている。

「したがって日本が日米安保条約を廃棄する、そして本当の意味での独立国になる。そして日本が民主的な道に歩き出す。そして日ソの平和条約が結ばれ、両国間の真の善隣関係が本当の意味で歩み始めるならば、南千島の問題、とりわけさし当ってハボマイ、シコタンを日本に返すという問題は、これは再委譲ということになります。……

それから、北千島の問題、これは非常に復雑な型をとっております。これはもっと研究する必要があります。しかし今すぐ千島列島全体を返せということは、国際法上の根拠はないし、可能性はありません。[22]」

川崎己三郎氏は「いわゆる北方領土問題について」のなかでつぎのように述べられている。

「したがって、いわゆる『北方領土』問題は、自民党運動方針案におけるように、ソ連の領有が不法であり、国際

法違反であるとする立場からは、決して解決されない。それは、ソ連の領有を承認したうえで、新らしい次元の問題として、日ソ間の平和的話しあいによってのみ、日ソ両国の人民の利益と要望に添う形で解決されうる。こういう平和的話しあいの前提は、日本が日米安保条約の拘束から自由となり、日本に平和的民主的な政府ができ、南千島を日本にひき渡しても、そこに対ソ作戦ののための軍事基地や米日合作の軍事基地がつくられる危険性がないような状況をつくることである。[23]」

以上の諸意見はつぎのように整理される。日ソ平和条約は、千島列島のソ連による領有を合法と解する立場において、日ソ共同宣言の合意条項で締結される。そして、それをつうじて日本とソ連との友好がうちたてられる歴史的段階で、千島の問題について日本とソ連とが協議することが可能となる。この場合、日ソ協会の決議ならびに宮本氏、不破氏の見解は、南千島に限定している。榊氏、川崎氏は千島列島全体を問題にしているが、南千島に重点をおいている。そして、前掲ソ連のプラウダ論文も千島全体を問題にしている。今日の段階では、千島を分離して論ずる必要はあっても、対象としては千島列島全体が問題である。それでは、いわゆる北方領土問題解決の途はなんであるか、すなわち、日ソ共同宣言の合意条項での日ソ平和条約の締結と新しい歴史的次元での南千島を含む千島列島の終局的帰属の問題の解決というこの二つの問題は、論理的に歴史的にどのようにつながるのであるか、この点は、今後日ソ平和条約締結の国民的運動の実践のなかであきらかにされるべき課題である。

（1）昭和四四年一月十八日「朝日」。

（2）L. Oppenheim. H. Lauterpacht. International Law. vol. 1. 8ed. 1962. P. 873.

（3）田畑茂二郎「二つの中国論と台湾の国際法的地位」、法律時報、二八巻一〇号、四〇頁（昭和三一年）。なお、仝「国際法の基本観念」、法学全集第五巻、新版、一一六頁。

高野雄一「北方領土の法理」、二一五頁。
平野義太郎「国際法上よりみた台湾の地位」、華僑報、一九六五・二・二一附録。
（4）平野氏、仝論文、三頁。
（5）Correspondence. Vol. 2. 1957. p. 266.
（6）ibid. p. 268.
（7）高野、仝論文、二三三頁。
（8）「北方領土問題基礎資料集」、昭和三四年九月、七四頁。
（9）仝書、七七頁、七八頁。
（10）Ju. Ge. Barsegov. Territorija v Medjdnarodnaja Prava. 1958. s. 186.
（11）Stalin. Velikaja Otechestvennaja Voina. s. 204.
（12）不破哲三「北方領土問題で日本人民を裏切ったのはだれか」、一九六五・五・一六「アカハタ」参照。
（13）「寺沢鑑定書」、二頁。
（14）高野、仝論文、二三六頁。
（15）「寺沢鑑定書」、二頁。
（16）川崎己三郎「いわゆる北方領土問題について」、「日本とソビエト」、一九六八・二・五。
（17）「人民中国」、一九五九年附録。
（18）「外務省公表集」、昭和三五年度上半期、二〇六頁——二〇八頁、二〇九頁——二一一頁。
（19）仝書、二一六頁——二一七頁。
（20）「前衛」、一九五九年五月、一〇頁。
（21）「日本とソビエト」第五六四号。
（22）「日本とソビエト」三五七号。福岡県連版。
（23）川崎、前掲論文。

追記　この論文は、昭和四一年六月四日九州法学会の報告「日本国の北方領土について」を修正・要約したものである。

——一九六九年二月十八日——

（終）